城陽市子どもの学習支援業務委託（単価契約）に関するプロポーザル実施要領

１　趣旨・目的

城陽市では、家庭環境や学力面で課題を抱える被保護世帯及び市が支援する生活困窮世帯（以下「被保護世帯等」という。）の子どもに対して学習支援を実施し、高校進学及び高校卒業を支援することにより、被保護世帯等の自立支援を推進することを目的として「城陽市子どもの学習支援業務委託（単価契約)」を実施することとしており、実施に当たり、令和８年度からの受託者を決定するため、公募型プロポーザル方式により公募するもの。

２　業務の概要

（１）業 務 名：城陽市子どもの学習支援業務委託（単価契約）
（２）業務内容：別紙仕様書
（３）委託期間：契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで
（４）対象地域：城陽市内全域
（５）対象者：
対象地域に居住する生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生及び高校生（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（１～３年生)、専修学校（高等課程）に通う生徒。）等とする。
（６）1 人月額委託上限額(消費税等込)：22,550 円

３　参加資格要件

法人格を有すること。ただし、共同体の場合は、共同体を構成する各団体が法人格を有すること。また、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
３）消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
４）企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、城陽市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
５）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
ア法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者

６）公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

４　参加手続

（１）担当部署及び問い合わせ先

〒610-0195 京都府城陽市寺田東ノ口１６番地、１７番地

城陽市福祉保健部福祉課

電話 0774-56-4034　メールアドレス fukushi@city.joyo.lg.jp

（２）募集要領等の配布

ア配布期間：令和８年１１月２日（月）～令和８年１２月２日（水）

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前９時～午後４時３０分まで）

イ配布場所及び受付場所

上記（１）の担当部署で配布するほか、本市ホームページからダウンロードできる。

（３）応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア提出期限：令和８年１１月３０日（月）～令和８年１２月２日（水）

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ提出場所：（１）に同じ。

ウ提出方法：持参（平日の午前９時～午後４時３０分まで）又は郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックプラス等の到着確認ができる方法による）。

５　質疑・回答

（１）受付期間：令和８年１１月２日（月）～令和８年１１月１６日（月）午後４時３０分必着

（２）質疑方法：電子メールにより、４（１）に提出すること。

（電話による質問は受け付けない）

（３）質疑様式等：様式４に記載すること。次の点に留意すること。

ア 件名は「城陽市子どもの学習支援業務委託（単価契約）に関する質問」とすること。

イ 質問者の法人名、役職・氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

（４）回答日：令和８年１１月２５日（水）

（５）回答方法：質疑への回答は、質問者に電子メールで回答、市ホームページに掲載する。

６　応募書類

（１）提出書類

ア 参加表明書（様式１）

イ 法人概要書（様式２）

ウ 企画提案書（様式３）

エ 消費税及び地方消費税の納税証明書（※未納の税額がないことの証明）

（２）企画提案書の作成方法

本要領及び「城陽市子どもの学習支援業務委託（単価契約）仕様書」に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書により提案するものとする。

用紙はＡ４、頁数は表紙・目次を除き２０ページ以内とする。企画提案書に記載された内容については、実施する意思があるものとみなす。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

（３）提出部数

・正本　　１部

・副本　　６部

（４）提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、城陽市情報公開条例に基づき取り扱う。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

７　評価方法等

（１）評価基準

別紙「評価基準」のとおり

（２）評価方法

企画提案書について、評価基準に基づいて評価する。

（３）候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、（２）の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、企画提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で企画提案書を再作成し、再提出された企画提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず総合点が 60 点未満の場合は、候補者として選定しない。

（４）その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 企画提案書の金額が本募集要領２（６）の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 市の示す仕様を満たさない提案を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

８　選定結果の通知

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の別を通知する。

９　契約手続

（１）契約交渉の相手方に選定された者と城陽市との間で、委託内容等について再度調整を行った上で協議が調った場合、随意契約の手続きを行う。

（２）選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

10　その他

（１）参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出ること（様式５）。

（２）企画提案書については、１者につき１提案に限る。

（３）参加表明書を提出した後、企画提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、市から指示があった場合を除く。

（４）参加表明書を提出した後、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めるこ

とがある。

（５）提出書類の作成、提出、等に要する経費は、提案者の負担とする。

（６）書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に定める単位とする。